

地域指定年度	昭和 46 年度
計画策定年度	昭和 49 年度
計画見直し年度	平成 4 年度
	平成 10 年度
	平成 16 年度
	平成 18 年度
	平成 21 年度
	平成 30 年度
	令和 7 年度

# 稲沢農業振興地域整備計画書

令和 8 年 3 月

愛知県稲沢市

# 目 次

<b>第 1 農用地利用計画</b> .....	<b>1</b>
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	2
(2) 農用地利用計画変更の基本方針.....	4
(3) 農業上の土地利用の方向.....	6
ア 農用地等利用の方針.....	6
イ 用途区分の構想.....	6
ウ 特別な用途区分の構想.....	8
2 農用地利用計画.....	8
<b>第 2 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....	<b>9</b>
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	9
2 農業生産基盤整備開発計画.....	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	10
4 他事業との関連.....	10
<b>第 3 農用地等の保全計画</b> .....	<b>11</b>
1 農用地等の保全の方向.....	11
2 農用地等保全整備計画.....	11
3 農用地等の保全のための活動.....	13
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
<b>第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> .....	<b>15</b>
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	15
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	15
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	17
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 ...	17
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	18
<b>第 5 農業近代化施設の整備計画</b> .....	<b>19</b>
1 農業近代化施設の整備の方向.....	19
2 農業近代化施設整備計画.....	22
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	22

<b>第 6</b>	<b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b>	<b>23</b>
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	23
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	23
3	農業を担うべき者のための支援の活動	23
4	森林の整備その他林業の振興との関連	24
<b>第 7</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>	<b>25</b>
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	25
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	25
3	農業従事者就業促進施設	26
4	森林の整備その他林業の振興との関連	26
<b>第 8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b>	<b>27</b>
1	生活環境施設の整備の目標	27
2	生活環境施設整備計画	32
3	森林の整備その他林業の振興との関連	32
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	32
<b>第 9</b>	<b>付図</b>	<b>33</b>
1	土地利用計画図 (付図 1 号)	33
2	農業生産基盤整備開発計画図 該当なし	33
3	農用地等保全整備計画図 (付図 3 号)	33
4	農業近代化施設整備計画図 該当なし	33
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 該当なし	33
6	生活環境施設整備計画図 (付図 6 号)	33
7	農用地区域に含めないことが相当な土地の図面 (付図 7 号)	33
8	土地利用計画図 (付図 8 号)	33
<b>別記</b>	<b>農用地利用計画</b>	<b>34</b>
(1)	農用地区域	34
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	34
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	34
(2)	用途区分	34

# 第 1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

稲沢市（以下「本市」という。）は、名古屋市の北西に位置し、東西約 14.6km 南北約 9.2km と東西に長い長方形で面積は 7,935ha、このうち農業振興地域面積は 6,798ha です。

地形は木曾川によって堆積された第四紀沖積層からなる平坦地で、壤土又は砂壤土で形成された肥沃な土壌です。

気候は、年間平均気温が 17.6℃、年間雨量が 1,792mm 程度（令和 6 年稲沢市消防本部）であり、全般的に温暖な気候で、農業上の立地条件に恵まれた地域です。

また、日常生活を営むための商業施設などがひととおり揃い、製造業を中心とした雇用機会にも恵まれています。

本地域における土地利用の現況は下表のとおりです。農用地面積は 3,348ha となっています。今後、本地域では名古屋近郊という地理的優位性を生かして JR 稲沢駅や名鉄国府宮駅周辺での住宅地の整備が進められ、さらに、広域的な交通利便性を生かした工業用地等の土地需要が高まることが予想されます。そのため、「稲沢市ステージアッププラン（第 6 次稲沢市総合計画）」が掲げる「市民が、将来もずっと暮らし続けるまち」「名古屋圏で働く人が、暮らしの場として憧れるまち」を目指し、名古屋圏における存在感の向上を図りつつ、まちの基盤づくりや産業振興等を進めていく中で、農業上の利用と他利用との調整に留意し、都市と農村との調和ある発展を図るよう努めます。

今後における農用地は 3,187ha に減少する見込みですが、農業上必要な農用地については、概ね 10ha 以上の集団的な優良農地の確保と保全を図り、そして、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を推進し、農業上の利用度を高めるとともに営農の近代化を積極的に進めます。

なお、目標年次における用途間移動の構想は下表のとおりです。

単位：ha、（％）

年次	農用地		農業用施設		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
令和 6 年	3,348	49.3	12	0.2	17	0.3	3,421	50.3	6,798	100
目標(令和17)	3,187	46.9	13	0.2	17	0.3	3,581	52.7	6,798	100
増減	△161	-	1	-	-	-	160	-	-	-

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 3,348ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設等の整備に係る農用地以外の農用地約 2,476ha について、農用地区域を設定する方針です。

また、集团的農用地の一部において、これまで農用地区域に設定されてこなかった土地が認められますが、今後は農用地区域への編入に努めます。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林その他	計	
都市計画道路 春日井稲沢線	横地～六角堂	2.3	—	2.3	
都市計画道路 奥田線	松下～七ツ寺	0.05	—	0.05	
都市計画道路 稲沢甚目寺線	長野～中之庄	1.4	—	1.4	
都市計画道路 萩原多気線	子生和～赤池	0.6	—	0.6	
都市計画道路 稲島線	木全～治郎丸	0.02	—	0.02	
都市計画道路 馬飼稲沢線	祖父江町馬飼～北島	0.09	—	0.09	
都市計画道路 尾西稲沢線	生出～石橋	0.3	—	0.3	
都市計画道路 給父清須線	祖父江町甲新田～増田	1.3	—	1.3	
都市計画道路 南大通線	船橋～下津	0.01	—	0.01	
都市計画道路 祖父江稲沢線	祖父江町曲～船橋町	0.1	—	0.1	
都市計画道路 奥西御堂線	天池	0.02	—	0.02	
都市計画道路 稲沢西春線	石橋～下津	0.9	—	0.9	
都市計画道路 治郎丸赤池線	治郎丸～赤池	0.08	—	0.08	
都市計画道路 木全池部線	木全～池部	0.2	—	0.2	
都市計画道路 尾西津島線	祖父江町祖父江～祖父江町甲新田	0.3	—	0.3	
都市計画道路 祖父江山崎線	祖父江町祖父江～祖父江町山崎	0.4	—	0.4	
都市計画道路 横池線	平和町横池～平和町西光坊	0.2	—	0.2	

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林その他	計	
都市計画道路 六輪津島線	平和町前平～平和町領内	0.02	—	0.02	
都市計画道路 巡見街道	平和町法立～平和町下起	0.06	—	0.06	
計		8.35	—	8.35	

- a 10ha以上の集団的な農用地（集団的に存在する農用地） 約2,459ha
- b 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業、又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地 約2,459ha
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地 約135ha

ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当農用地面積 約754ha

- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

該当なし

- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って、拡張の対象となる集落周辺農用地

該当なし

- (イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

- (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針  
該当なし

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

ア 農用地区域への編入

以下のいずれかの項目に該当する土地については、今後、地域の理解を得ながら、農用地区域への編入に努めます。

- (ア) 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る土地
- (イ) 営農状況も良く面積が概ね 10ha 以上の一団の農地で、今後も優良農地として保全していくことが望ましい土地
- (ウ) 転用目的で除外した土地で、当該事業を実施する見込みがなく、今後も優良農地として保全していくことが望ましい土地
- (エ) 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

イ 農用地区域からの除外

(ア) 集落等介在地について

集落に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとしませんが、除外にあたっては最小限に止めるものとし、必ずしも農用地等が荒廃化している等の土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難であると認められる次の全ての要件を満たす土地について除外を検討します。

- a 農用地区域の外周にあり、集落内に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難な、概ね 30 a 未満の一団の土地
- b 周囲（原則 3 方向以上）が集落宅地等に囲まれている土地
- c 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地
- d 相当期間（20 年以上）農業生産基盤整備事業が実施されていない土地
- e 地域計画の区域外である土地

※ a の考え方の基準となる面積（30 a）について

本市では、農業生産基盤整備事業により区画整備がされた平均的なほ場 1 区画の面積が 30 a であることから、これを下回る面積では効率的な農業を営むことが難しいという考え方に基づく。

(イ) 近代化不可地について

自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地等については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外にあたっては最小限に止めるものとし、必ずしも農用地等が荒廃化している等土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難と認められる次の全ての要件を満たす土地について除外を検討します。

- a 過去 30 年以内に農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も農業生産基盤整備事業がされない土地
- b 自然的な条件からみて、生産性の低い土地で農業の近代化が図れない土地
- c 農用地区域から除外することによって、近隣の農用地等に与える影響が軽微である土地であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地
- d 地域計画の区域外である土地

(ウ) 個別案件について

農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微であり、かつ農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号に定める要件を全て満たすもので、事業計画が明確かつ確実と見込まれるもの及び、第 10 条第 4 項に規定される非農用地区域内の土地その他政令で定める土地に該当するものについて農用地区域からの除外を検討します。

### (3) 農業上の土地利用の方向

#### ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地区域 2,594ha は、明治地区の一部を残してほ場整備が完了しており、これらの土地利用は、田は水稻が主体であり、畑については露地野菜、施設野菜、植木・苗木、ぎんなん、花き等に利用されています。古くから都市近郊農業地帯として発展してきていますが、近年、都市化・混住化、担い手の高齢化・減少等が進み、本市農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。今後は、高付加価値型農業の展開や産地直売などの地理的優位性を生かした新鮮で安全、安心な農産物の供給体制を確立し、都市近郊農業の発展を図ります。また、認定農業者等の担い手の育成、農業生産基盤整備の促進、農地の利用集積・集約化による省力経営等により農用地の有効利用に努めます。

単位：ha

地区名 \ 区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計
稲沢地区（A）	319	—	—	0	319
明治地区（B）	477	—	—	1	477
千代田地区（C）	459	—	—	1	460
大里地区（D）	230	—	—	0	230
祖父江地区（E）	609	—	—	2	611
長岡地区（F）	201	—	—	0	201
平和地区（G）	294	—	—	1	294
計	2,589	—	—	5	2,594

出典：基礎調査結果

単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

#### イ 用途区分の構想

##### (ア) 稲沢地区（A）

この地区の農用地約 319ha は、6 割が田、4 割が畑で利用されています。ほ場整備はほぼ完了し、既に用排水の整備も相当進んでおり、田については耕作の機械化に対応する条件を備えていることから水稻を主体として利用します。

赤池、下津及び子生和、治郎丸、島、稲島の土地については施設園芸、露地野菜を主体とする営農に適しているため畑としての利用を進めます。

なお、この地域では、(都) 稲沢西春線、(都) 萩原多気線、(都) 春日井稲沢線等の幹線道路や J R 稲沢駅周辺及び名鉄国府宮駅近隣での土地区画整理事業等が計画され、島・東畑地区で 3ha 程度の住居系開発が予定されています。その整備にあわせ土地の農業外利用が予想されることから、土地利用転換の際には、必要

な調整を行います。

#### (イ) 明治地区 (B)

この地区の農用地約 477ha は、田 5 割、畑 5 割で利用されています。ほ場整備は、矢合町、浅井町、船橋町、法花寺、光堂川北工区を除き完了しています。ほ場整備完了地区の田は、既に用排水の整備も相当進んでおり、耕作の機械化に対応する条件を備えていることから水稻を主体として利用します。また、この地区の畑では特産の植木・苗木が栽培されているため、今後も畑として利用します。

なお、この地域では、整備が完了した(都)一宮弥富線、(都)西尾張中央道等の幹線道路の沿道利用の他、尾張国分寺跡の整備や流通業務施設整備など、地域の特性や需要に考慮した農業外利用が予想されることから、土地利用転換の際には、必要な調整を行います。

#### (ウ) 千代田地区 (C)

この地区の農用地約 459ha は、基盤整備がほぼ完了しており、田 5 割、畑 5 割で利用されています。田は、既に用排水の整備も相当進んでおり、耕作の機械化に対応する条件を備えていることから水稻を主体として利用します。一部の田は施設園芸(ふき)の生産に利用します。

氷室、坂田、大矢、北麻績地区の土地は、花きを主体とした利用を、井堀、堀之内、野崎、西溝口地区の土地については、植木を主体とする営農に適しているので畑として利用を進めます。

地場産業である植木・苗木の生産の振興を図るため愛知県植木センターとより一層の連携に努めます。

#### (エ) 大里地区 (D)

この地区の農用地約 230ha は、7 割が田、3 割が畑で利用されています。ほ場整備は完了し、既に用排水の整備も相当進んでおり、田については耕作の機械化に対応する条件を備えていることから水稻を主体として利用します。

北島、中之庄地区の土地については、施設園芸、露地野菜を主体とし、他地区については露地野菜を主体とする営農に適しているのでこれらの地区は畑として利用します。

なお、この地域では(都)春日井稲沢線等の幹線道路の整備計画や大里駅の東側で 3ha 程度の住居系開発が予定されています。その整備にあわせ土地の農業外利用が予想されることから、土地利用転換の際には、必要な調整を行います。

#### (オ) 祖父江地区 (E)

この地区の農用地約 609ha の 6 割が田、4 割が畑です。田ではほ場整備及び用排水分離が完了しており、稲作をはじめ植木・苗木、施設園芸の集団化、機械化を推

進し、優良農地の利用促進と保全を図ります。

祖父江の土地については、田を主体とした利用を、山崎、領内地区の土地については、田と露地野菜を主体とした利用を、丸甲地区は、植木生産を主体とした利用を、牧川地区は、施設園芸を主体とする利用を進めます。

(カ) 長岡地区 (F)

この地区の農用地約 201ha は、田 5 割、畑 5 割で利用されています。ほ場整備事業の実施によりほとんどが 30 a 以上の区画になっています。あわせて用排水の整備も完了していることから、水稻と露地野菜の複合経営が行われています。今後も水管理の効率化・省力化を進めるとともに、担い手農家の規模拡大と低コスト、省力化を推進し、優良農地の利用促進と保全を図ります。

(キ) 平和地区 (G)

この地区の農用地約 294ha は、6 割が田、4 割が畑で利用されています。ほ場整備は完了し、用排水の整備も相当進んでいます。ほとんどの田では水稻が生産されていますが、一部では植木・苗木が生産されています。畑では露地野菜の他、植木・苗木、施設野菜の生産が盛んで、一部地域では伝統野菜（ダツ・トムギ）の生産もされています。

随所で田畑が混在しており、農業生産の合理化を阻害していることから、田から畑への転換を検討する等、合理的な土地利用を推進していきます。

なお、平和工業団地周辺では、施設の拡張等に伴い工業的土地利用の増加が予想されることから、土地利用転換の際には、必要な調整を行うと同時に、これを機会に担い手等への利用集積に努めます。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとします。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域は木曾川によって堆積された第四紀沖積層からなる平坦地で、壤土又は砂壤土で形成された肥沃な土壌であり、農業上の立地条件に恵まれた地域です。その立地条件を生かし昭和28年以降稲沢市土地改良区等により、逐次団体営事業等ではほ場整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業等を実施して農地の集団化、用排水路の整備、農道の整備等を図ってきました。その結果、現在、ほ場整備等の基盤整備は、ほぼ全域で完了している状況にあります。

また、近年の気象変動は、農業生産への影響は大きく、防災への取組みは課題です。

今後は、既存の農業水利施設や農道等を有効活用するための計画的な更新整備を推進するとともに、田畑輪換を可能とする排水改良等を進め、農業生産基盤の整備と都市生活機能を兼ね備えた一体的な農村環境の整備に努めます。

#### ア 稲沢地区（A）

この地区の農用地約319haは、ほ場整備はほぼ完了し、既に用排水の整備も相当進んでおり、田については、耕作の機械化に対応する条件を備えています。

今後は、農業水利施設等の計画的な更新整備を推進するとともに、未整備地区での用排水路や農道等の条件整備を推進します。

#### イ 明治地区（B）

この地区の農用地約477haのほ場整備は、矢合町、浅井町、船橋町、法花寺、光堂川北工区を除き完了しています。ほ場整備完了地区は既に用排水の整備も相当進んでおり、耕作の機械化に対応する条件を備えています。

今後は、農業水利施設等の計画的な更新整備を推進するとともに、未整備地区での用排水路や農道等の条件整備に努めます。

#### ウ 千代田地区（C）

この地区の農用地約459haは、ほ場整備はほぼ完了し、既に用排水の整備も相当進んでおり、耕作の機械化に対応する条件を備えています。

今後は、農業水利施設等の計画的な更新整備や長寿命化を推進するとともに、未整備地区での用排水路や農道等の条件整備に努めます。

#### エ 大里地区（D）

この地区の農用地約230haは、ほ場整備が完了し、既に用排水の整備も相当進んでおり、耕作の機械化に対応する条件を備えています。

今後は、農業水利施設等の計画的な更新整備を推進するとともに、未整備地区で

の用排水路や農道等の条件整備に努めます。

オ 祖父江地区（E）

この地区の農用地約 609ha の 6 割が田、4 割が畑で利用されています。田ではほ場整備及び用排水分離が完了しており、集団化、機械化に対応できる条件が備わっています。

今後は、既存の農業水利施設や農道等を有効活用するための計画的な更新整備や長寿命化を推進します。

カ 長岡地区（F）

この地区の農用地約 201ha は、ほ場整備事業の実施によりほとんどが 30 a 以上の区画になっています。あわせて用排水の整備も完了しています。

今後は、既存の農業水利施設や農道等を有効活用するための計画的な更新整備に努めます。

キ 平和地区（G）

この地区の農用地約 294ha は、ほ場整備が完了し、用排水の整備も相当進んでおり、耕作の機械化に対応する条件を備えています。

今後は、農業水利施設等の計画的な更新整備や農業インフラの防災・減災対策整備を推進するとともに、未整備地区での用排水路や農道等の条件整備に努めます。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対凶 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
該当なし					

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 4 他事業との関連

該当なし

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

都市近郊に位置する本地域においては、都市化や混住化の進展、担い手の高齢化や減少等に伴い、今後の管理体制の脆弱化や非農業的土地利用、荒廃農地の増加が危惧されています。また、農業用施設の老朽化も著しく、修繕や更新が必要となっています。

今後は、農用地等が有する多面的機能を適切に維持・発揮できるよう、農用地として保全すべき区域を明確にし、農用地等の無秩序な開発と荒廃農地の発生防止や解消に努め、優良農用地の確保・保全を図ります。また地域農業の担い手を育成し、担い手への農地の集積・集約化を促進します。

また、大規模地震や豪雨等による洪水、水質汚濁等の自然的・社会的災害から農用地等への被害を未然に防止するため、たん水防除事業や、農業用排水機場、用排水施設整備事業、水質保全対策事業等を積極的に推進します。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県営用排水施設整備事業	取水堰改修 1箇所 取水堰撤去 1箇所	明治地区	59	1	光堂 H29～R9 846,200千円
県営用排水施設等整備事業	排水路 4,900m	稲沢・大里地区	855	2	大里南部2期 R13以降 500,000,000千円
県営たん水防除事業	排水管理施設 1式	稲沢地区	2,000	3	稲沢 R9～R13 800,000千円
県営たん水防除事業	排水機場 1箇所	明治地区	213	4	光堂川 R10～R18 1,000,000千円
県営たん水防除事業	排水機場 1箇所	祖父江地区	98	5	甲新田第2 R12～R21 1,000,000千円
県営たん水防除事業	排水機場 1箇所	祖父江地区	57	6	二俣第2 R13以降 1,000,000千円
県営地盤沈下対策事業	排水路 913m	平和地区	189	7	黒田排水 R2～R10 757,000千円
県営用排水施設整備事業	用排水路 7.5km	平和地区	507	8	平和排水 R13以降 3,000,000千円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対凶 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県営農業水利 施設保全対策 事業	排水機場 1箇所	平和地区	585	9	平和 R9～R14 300,000千円
県営農業水利 施設保全対策 事業	水門 1箇所	千代田地区	369	10	目比川 R7～R9 451,000千円
県営農業水利 施設保全対策 事業	排水機場 1箇所	千代田地区	1,000	11	千代田2 R9～R14 300,000千円
県営水質保全 対策事業	用水路 10,000m	明治地区	279	12	新光堂川用水 R元～R12 5,520,000千円
県営水質保全 対策事業	排水路 2,950m	祖父江・ 平和地区	29	13	法立西井筋 H30～R10 2,634,000千円
県営水質保全 対策事業	用水路 5,567m	稲沢地区	70	14	新多加木 R3～R10 2,178,000千円
県営たん水防 除事業	排水機場 4箇所 排水路 650m	祖父江地区	308	15	領内川右岸北部 H26～R12 5,604,000千円
県営たん水防 除事業	排水機場 1箇所	稲沢地区	184	16	新下津 H29～R11 1,920,000千円
県営たん水防 除事業	排水機場 1箇所 導水路 965m	明治地区	156	17	片原一色第2 R2～R12 1,580,000千円
県営たん水防 除事業	排水機場 1箇所	平和地区	109	18	半六第2 R4～R10 1,273,000千円
県営水質保全 対策事業	排水路工 6,472m	稲沢・明治・ 千代田地区	52	19	大塚井筋 H29～R13 5,465,000千円
県営緊急農地 防災事業	排水路工 418m	稲沢・ 千代田地区	49	20	三宅川左岸 H29～R12 1,033,000千円
県営緊急農地 防災事業	排水機場 1箇所	平和地区	38	21	須ヶ脇第1 R5～R11 1,277,000千円
国営施設機能 保全事業	排水路付帯設備 1式 排水機場 2箇所	全域	11,608	—	尾張西部 H27～R9 8,000,000千円
県営尾張西部 排水施設管理 費事業	管理施設 ・日光川河口排水機場 ・尾西排水機場	全域	11,608	—	尾張西部 H9～

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県営たん水防 除事業	排水機場 1箇所	平和地区	38	22	宮浦 R3～R14 2,038,000千円
県営地盤沈下 対策事業	排水路 3,335m	平和地区	284	23	須ヶ谷川 R5～R16 5,967,000千円
県営用排水施 設整備事業	取水堰 1箇所	明治地区	48	24	法花寺 R9～R13 200,000千円
国営総合農地 防災事業	頭首工補修 1式 幹線用水路改修 排水路改修	稲沢・千代田・ 大里地区	9,307	25	新濃尾 H10～R9 87,000,000千円
県営農業水利 施設保全対策 事業	遠方監視施設更新 1式	稲沢地区	—	26	宮田用水 R5～R7 300,000千円
多面的機能支 払交付金	高御堂南地域環境保全会 他 10 組織	稲沢・明治・ 大里・祖父 江・ 長岡・平和地 区	—	地区別	R4～R8 R6～R10
県営緊急農地 防災事業	排水機場 1箇所	平和地区	31	27	塩川 R8～R15 985,000千円
県営農業水利 施設保全対策 事業	排水機場 1箇所	千代田地区	131	28	井堀 R10～R14 300,000千円
県営農業水利 施設保全対策 事業	排水機場 1箇所	平和地区	1,000	29	黒田 R10～R14 300,000千円
県営用排水施 設整備事業	取水堰撤去 1箇所	大里地区	30	30	東源寺杵 R9～R13 200,000千円
県営用排水施 設整備事業	取水堰 1箇所	明治地区	30	31	光堂 2 期 R10～R16 400,000千円

付図 3 号 農用地等保全整備計画図（別添）

### 3 農用地等の保全のための活動

土地利用効率の高い都市近郊型農業の発展のため、並びに荒廃農地による農地の機能低下を未然に防止するため、農業者、関係機関・団体等との協力、連携により農用地利用調整活動を活発化し、荒廃農地の利用促進と認定農業者への農地の集積・集約化を推進し、積極的な農地の保全に努めます。

また、近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境の両立が強く

指摘されています。自然や生態系の持つ力を巧みに引き出して行われる食料生産・農林水産業において、その活動に起因する環境負荷の軽減を図り、豊かな地球環境を維持することは、生産活動の持続的な展開に不可欠となっています。

市内では、地域計画の策定により、農地中間管理機構との連携による適切な対応策に取り組むことで、農地の利用集積を推進します。また、11 地区において、地域住民が一丸となって、地域資源の良好な保全や環境の向上を図るため「多面的機能支払交付金事業」を活用した共同活動に取り組み、農用地等の保全に努めています。今後もこれらの活動を支援し、優良農地の保全と多面的機能の発揮を推進します。

荒廃農地対策については、農業委員会との連携による土地所有者への指導や平成 20 年度より一宮市、愛知県西農業協同組合（以下「JA 愛知西」という。）と共同で始まった「はつらつ農業塾」の卒業生に農地を斡旋する等、荒廃農地解消を推進します。

一方、農業の持続可能性の向上を目指した観光農園が平和地区で 2 箇所開設しました。今後、適切な計画と運営により、農地保全の新しいモデルとして機能する可能性が期待されます。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、恵まれた自然環境と伝統技術に支えられ、特産である植木・苗木、ぎんなんをはじめ、水稻、施設野菜、露地野菜、花き等活発な生産活動が進められています。

一方、都市化、農業就業者の高齢化、後継者不足、生産資材の高騰、農地の荒廃、流動化の停滞、農村の混住化による農作業の制約や住民とのトラブル等数多くの問題が存在します。

このような本市の現状を踏まえ、農地を有効利用するため、優良農地を確保しつつ担い手農業者への農用地利用集積、農業生産基盤の整備と農用地の高度利用、農業生産組織の活性化などを図り、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあり、また、ゆとりある農家生活の形成を求め、快適な労働・生活環境の整備、地域交流の推進及び女性の役割向上等を図るなど、農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な魅力ある農業経営を実践する経営体を育成します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく具体的な経営指標としては、農業を主業とする経営体（主たる従事者2人を想定）の年間所得600万円程度（新規就農者では1人当たり250万円程度）、年間労働時間1,800時間程度（新規就農者では1人当たり2,000時間程度）の水準を実現することを目標とします。

なお、本市の代表的な営農類型別目標は次のとおりです。

#### ① 効率的かつ安定的な農業経営の目標（基幹経営体）

	営農類型	作付面積	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別経営体	水稻（作業受託主体型）	55 ha	水稻 55 ha（主食用 40ha、飼料用 15ha）	—	ha —
	なす	35a	施設（促成）25a、露地（夏秋）10a	—	—
	いちご	30a	いちご 30a	—	—
	ふき	50a	ふき 50a	—	—
	水耕みつば	50a	水耕みつば 50a	—	—
	ばら	35a	ばら 35a	—	—
	輪ぎく	35a	輪ぎく 35a	—	—

	営農類型	作付面積	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別経営体	シクラメン主体鉢花	55a	シクラメン 25a、アイビーゼラニウム 20a、その他鉢花 10a	—	—
	グランドカバープランツ	100a	グランドカバー等（露地）60a、グランドカバー等（施設）40a	—	—
	植木	190a	サザンカ類 20a、カイツカイブキ 10a、その他 160a	—	—
	果樹苗木主体	200a	果樹苗木 50a、植木苗木 150a	—	—
	ブロッコリー	250a	秋冬ブロッコリー200a、春ブロッコリー50a	—	—
	えだまめ、ほうれんそう	200a	えだまめ 100a、ほうれんそう 100a	—	—
	ぎんなん	150a	ぎんなん 150a	—	—
	ポット苗	80a	オリーブ 30a、その他 50a	—	—

①効率的かつ安定的な農業経営の目標（ステップアップ経営体）

	営農類型	作付面積	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別経営体	水稲・小麦	80ha	水稲 65ha、小麦 15ha	—	ha —
	イチジク	10ha	露地 9.5ha、雨よけ 0.5ha	—	—

②新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

	営農類型	作付面積	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別経営体	なす	20a	施設（促成）10a、露地（夏秋）10a	—	ha —
	ブロッコリー	120a	秋冬ブロッコリー100a、春ブロッコリー20a	—	—
	えだまめ、ほうれんそう	120a	えだまめ 40a、夏どりえだまめ 20a、ほうれんそう 60a	—	—
	イチジク	40a	露地 40a	—	—

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（R5.9）

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」との整合を図っている。基本的な構想で示されているものを記載している。

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

近年、担い手の減少や高齢化、販売単価の低迷等から、離農や経営規模の縮小を希望する農業者が増加しています。令和6年度に実施した農家意向調査結果でも「農業をやめたい」「規模を縮小したい」と回答した人をあわせると半数近くにのぼります。また、これまでの農業世帯の兼業化により、労働力不足及び農業の担い手不足がより深刻化しています。一方で「農地を借りたい」と回答した人もあり、効率的な農地管理が求められます。

このため、関係機関との連携のもと、地域の農業の担い手の育成・確保を進め、農地中間管理機構と協力し、経営規模を縮小する農家から農地の借入れを行う農地中間管理事業、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資する農業経営基盤強化促進事業等を活用し、経営規模拡大希望農家への農地の集積や集団化を図り、足腰の強い農業経営を目指します。

また、農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携のもと、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の利用集積の取組みを促進します。

さらに、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させます。

土地利用型農業経営の代表である水稻主体経営体においては、認定農業者、愛知西農業協同組合営農部会員を中心に営農地の集積・集団化を図り、作業の効率化、コスト低減を進めるとともに、荒廃農地の解消に努めます。露地野菜・緑化木主体経営体に対しても集団化を推進し、生産性の向上を図ります。特に、野菜、花き・花木を高収益作物とし、作付面積増加及び産地交付金の活用による生産性・品質の向上を図ります。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

令和6年度に実施した農家意向調査結果では、地区の農業振興施策として、「農地の利用集積を推進」に対する要望が最も多く、約4割を占めており、担い手育成対策としても「農地あっせん・農地情報提供」に対する要望が3割以上を占めています。

しかし、本市では農地の財産的保有意識が極めて強く、農地の流動性が乏しい状況にあります。一方、農地を確保する施策として、所有者不明農地制度を活用した

集積・集約化を推進しています。

今後は、農用地の有効利用及び流動化を推進するために、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業等の農用地の流動化に関する諸政策の普及等を行うとともに本事業等が広く活用されるよう広報誌の利用、パンフレットの配布等の広報活動に関係機関と協力して実施します。

また、地域計画の策定等を通じて、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いと合意形成を促進するとともに、地域の農用地等の貸し手及び借り手の現況を把握し、農地中間管理事業等を活用した農用地の集積を促進し、担い手農家の育成・確保及び農用地の有効利用を図ります。

また、稲沢市認定農業者・認定新規就農者認定審査会において、地域における新たな農業担い手の発掘や認定志向農業者を認定農業者へ誘導するとともに、認定農業者のフォローアップを実施し、認定農業者の経営多角化・高度化に向けた活動に取り組み、経営改善を図ります。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

都市産業の発展に伴い農業労働力の他産業への流出がある一方、農業経営に対する意欲の高い農家も多くあります。

こうした中で他産業就業者並の所得を上げるためには、農用地の整備とともに生産施設の近代化を図り、生産性の高い農業経営を確立する必要があります。また、ブランド化や6次産業化など農産物の高付加価値化（GAP）も重要です。

そのため、生産技術の確立、生産組織の育成を進めるとともに、生産から流通に至る一体的な施設整備を図り、より一層農業の近代化に努めます。また、ICT（情報通信技術）などを活用したスマート農業やGAP手法の普及により、農産物の品質向上や農作業の省力化を推進します。さらに、「はつらつ農業塾」の充実や愛知県植木センターとの連携強化等により、新たなビジネス展開に役立つ実践的な知識や技術等を習得するための研修機会を拡大し、経営感覚に優れた担い手の育成を推進します。

なお、水稲については、JA愛知西が共同処理貯蔵施設として施設整備したカントリーエレベーターの利用を推進します。施設園芸の集約型農業に対しては、農用地の団地化を図りながら経営規模を拡大し、生産体系に見合った集団化を進める上で、共同育苗施設、省エネルギー施設、集出荷施設等の生産、物流システムを確立し、効率的な経営ができるよう国・県の制度を取り入れ、経営の合理化・省力化を図り増産に努めます。あわせて、長期的・安定的な出荷体制を整備し、施設園芸農家の育成を図ります。

一方、消費者の安全・安心な食料供給ニーズや地産地消の考えを踏まえ、農産物の直接販売イベント「新鮮！いなざわTORETATE市」の開催など、地域農業の活性化を図ります。

#### (1) 稲沢地区（A）

この地区では、水稲、施設野菜、露地野菜が栽培されています。

水稲については、高性能農業機械やICT（情報通信技術）を活用した管理システム等の導入により経営の合理化を図ります。

この地区の畑では都市近郊という地域性を生かした集約的な野菜栽培が行われており、施設園芸専作農家が多い状況ですが、水稲と施設園芸、水稲と露地野菜という複合経営もあります。

特に施設園芸については、資本装備の充実と規模拡大の意欲が高い状況です。これらを地区的に集団化するとともに生産組織の育成を図り農業の近代化を進めます。

露地野菜については、共同出荷の推進と省力化技術の導入を図ります。

また、スマート農業機械等の導入コストの軽減、スマート農業技術に詳しい人材

の確保、営農におけるデータの積極的な活用を推進します。

作目としては、水稻、にんじん、キャベツ、ほうれんそう、えだまめ、なす、トマトを主体として振興を図ります。

## (2) 明治地区 (B)

この地区では、植木・苗木、水稻、露地野菜が栽培されています。

水稻については、ほ場の面的集積による作業、機械の効率的利用を進めます。

この地区の畑では砂質土壌で、植木・苗木の生産に適しているため、これらを中心とした作付けが行われています。しかし、産地間競争の激化や就業者の高齢化等、取り巻く環境は大変厳しく、生産から流通、利用にわたる総合的なコストの削減、作業の省力化等が求められています。そのため、愛知県植木センターとの連携による技術力向上や、掘取り、荷造り、運搬等の機械化をより推進するとともに、生産組織の拡大育成を図り、省力化・合理化に努めます。

露地野菜については、共同出荷の推進と省力化技術の導入を図ります。

また、スマート農業機械等の導入コストの軽減、スマート農業技術に詳しい人材の確保、営農におけるデータの積極的な活用を推進します。

作目としては、植木・苗木、水稻、ねぎ、ほうれんそうを主体として振興を図ります。

## (3) 千代田地区 (C)

この地区は、水稻、植木・苗木、施設・露地花き、施設野菜を中心とした作付けが行われています。

水稻については、ほ場の面的集積による作業、機械の効率的利用を進めます。

この地区の畑では、土壌が栽培に適していることから、植木・苗木の生産が行われています。今後も植木・苗木の生産振興を図るため、愛知県植木センターとの連携による技術力向上や、掘取り、荷造り、運搬等の機械化をより推進するとともに、生産組織の拡大育成を図り、省力化・合理化に努めます。

田で栽培されている施設野菜のふきについては、かん水施設、暖房施設等施設栽培に必要な資本装備の充実により、規模拡大と農業経営の安定を図ります。

花きにおいても施設化は進んでいますが、品質向上や安定生産のために、より一層の資本装備の充実を図るとともに、有利販売を目指した共同出荷組織の育成を進めます。

また、スマート農業機械等の導入コストの軽減、スマート農業技術に詳しい人材の確保、営農におけるデータの積極的な活用を推進します。

作目としては、水稻、植木・苗木、きく、ふきを主体として振興を図ります。

## (4) 大里地区 (D)

この地区では水稻、露地野菜、施設野菜が栽培されています。

今後、露地野菜においては栽培技術の向上と省力化を図るとともに共同出荷施設等の整備により、生産組織の育成を図ります。

水稻については、小規模農家が多く、農協や水稻オペレーターへの作業委託も増えているため、ほ場の面的集積による作業、機械の効率的利用を進めます。

また、スマート農業機械等の導入コストの軽減、スマート農業技術に詳しい人材の確保、営農におけるデータの積極的な活用を推進します。

作目としては、なす、ほうれんそう、水稻、ねぎ、キャベツ、えだまめを主体として振興を図ります。

#### (5) 祖父江地区 (E)

この地区では、主に水稻、露地野菜、植木・苗木、花き、ぎんなんが栽培されています。

水稻については、ほ場の集団化により生産性を高めるとともに、高性能農業機械を活用し稲作の省力栽培を進めます。

露地野菜については、作付地の集団化、基幹品目の生産規模の拡大、集団的経営組織の育成を図ります。

この地区の畑では、土壌が栽培に適していることから、植木・苗木の生産が行われています。

近年では農家レストランが整備され、地元の食材を利用するなど6次産業化が推進されています。今後も植木・苗木の生産振興を図るため、愛知県植木センターとの連携による技術力向上や、掘取り、荷造り、運搬等の機械化をより推進するとともに、生産組織の拡大育成を図り、省力化・合理化に努めます。

花きにおいては、施設化は進んでいますが、品質向上や安定生産のために、より一層の資本装備の充実を図るとともに、有利販売を目指した共同出荷組織の強化を図ります。

日本有数の生産地として知られているぎんなんについては、共選出荷や地域団体商標の登録、「そぶえイチョウ黄葉まつり」の開催等を通じて、ブランド力の向上とPRの推進に取組み、さらなるブランド力の強化・確立を図っていきます。

また、スマート農業機械等の導入コストの軽減、スマート農業技術に詳しい人材の確保、営農におけるデータの積極的な活用を推進します。

作目としては、水稻、はくさい、キャベツ、ブロッコリー、花き(きく、鉢物)、植木・苗木、ぎんなんを主体として振興を図ります。

#### (6) 長岡地区 (F)

この地区では、主に水田において水稻と転作作物として露地野菜・花き、畑において露地野菜等が栽培されています。

水稻については、農地の利用集積を推進し、高性能農業機械による作業効率の向上と省力化を図ります。

露地野菜については、作付け地の集団化、乗用管理機等の高性能農業機械の導入、集団営農組織の育成を図り、生産の省力化・合理化を図ります。

花きにおいては、作型・品種の組み合わせにより周年出荷体制の確立、施設の大規模化・自動化により、生産規模の拡大と省力化を推進します。

また、スマート農業機械等の導入コストの軽減、スマート農業技術に詳しい人材の確保、営農におけるデータの積極的な活用を推進します。

作目としては、水稻、はくさい、キャベツ、にんじん、花き（きく・鉢物）を主体に振興を図ります。

### (7) 平和地区（G）

この地区では、主に水稻、露地野菜、施設野菜、植木・苗木が栽培されています。

水稻については、水稻作業の受委託及び利用集積により、高性能農業機械の導入等を推進し、稲作の作業効率向上と省力化を図ります。

また、露地野菜は周年出荷体制を確立し、施設野菜は資本装備の充実と高度な栽培技術を取り入れることによって生産性の向上を図るとともに出荷組織の整備を進めます。

この地区の畑では、土壌が栽培に適していることから、植木・苗木の生産が行われています。今後も植木・苗木の生産振興を図るため、愛知県植木センターとの連携による技術力向上や、掘取り、荷造り、運搬等の機械化をより推進するとともに、生産組織の拡大育成を図り、省力化・合理化に努めます。

また、スマート農業機械等の導入コストの軽減、スマート農業技術に詳しい人材の確保、営農におけるデータの積極的な活用を推進します。

作目としては、水稻、パセリ、ねぎ、水耕みつば、水耕トマト、いちご、植木・苗木を主体に振興を図ります。

## 2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
該当なし							

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

現在、本市には愛知県植木センター、愛知県立名古屋高等技術専門校、愛知県立緑風館高等学校があり、農業後継者の育成機関が多く恵まれています。

しかし、本市における新規就農者は年間3名程度で、後継者不足や農業者の高齢化が進行しています。野菜をはじめとした基幹作物の生産量の維持・拡大を図り、農業を将来にわたって発展させていくためには新規就農者の育成・確保が必要不可欠です。

そのため、本市ではJA愛知西と一宮市と共同で、農業者の高齢化や後継者不足に対応するため「はつらつ農業塾」を開塾し将来の農業者の育成に努めています。

今後も関係機関との連携を強化しながら、新規就農者確保に向けた取組みを積極的に推進し、年間10人程度の新規就農者の確保を図っていきます。また、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成します。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市においては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の中で年間10人の新規就農者の確保を目標としています。そのため、尾張農起業支援センター、JA愛知西等と連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、本市での就農に向けた情報の提供を行います。また、就農希望者の定着を支援するため、生産現場段階での実践的な研修コースの開設や、先進経営体のもとでの農業経営や生産技術取得のための実践研修の場を設定し、関係機関と一体となった、情報提供・就農相談機能の充実を図ります。農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については尾張農林水産事務所やJA愛知西等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援します。

また、新規就農者育成総合対策（就農準備資金、経営開始資金）や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の就農関連事業を効果的に活用しながら就農者の経営力を高め、確実な定着を支援していきます。

さらに、稲沢市認定農業者・認定新規就農者認定審査会において、地域における新たな農業担い手の発掘や認定志向農業者を認定農業者へ誘導するとともに、認

定農業者のフォローアップを実施し、認定農業者の経営多角化・高度化に向けた活動に取り組み、経営改善を図ります。

新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は名古屋市の近郊農業地帯として発展してきましたが、高度経済成長期に活発な住宅開発等が行われ、農地の減少と非農家との混住化が進行し、旧来の農業中心による農家の経営形態も大きく変貌をとげ、農家の中心的な働き手も他産業に就業し、第2種兼業農家が多く生まれてきました。

アンケート調査によると、市内の兼業農家の約半数が市外に勤務しています。市内での就業機会を確保し、離農を希望する農家が安心して農業を離れられる環境を整えることで、離農者の農地を他の農家に集積・集約し、有効活用を図ります。そのため、ゾーニングを行った上で、工業団地の造成等により市内の雇用基盤の整備を進めます。

#### ・農業従事者の他産業就業の現状

単位：人

区 分	市 内			市 外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	33	19	52	82	29	111	115	48	163
自営兼業	34	7	41	9	2	11	43	9	52
出稼ぎ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日雇・臨時雇	11	18	29	6	15	21	17	33	50
合計	78	44	122	97	46	143	175	90	265

資料：R6 アンケート調査（1,000 戸調査、566 戸回収、不明回答除く）及び農家人口の見通しによる推計値を参考とした。

目標年度：2035（令和 17）年度

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市では今後、都市近郊農業地帯にある特性を生かし、都市と農村の交流を図り、都市住民へゆとりと安らぎを提供する直売施設や農業体験施設などの整備を促進し、地域農産物を有効活用した就業機会の創出を図ります。近年、観光農園の開設が多く、地域産業との連携により、地域経済の活性化が期待されます。

また、広域交通条件に恵まれた本市の特性を生かし、企業誘致を積極的に推進するとともに、新しいビジネス機会や若者・女性の就労ニーズに対応した産業の誘

導及び拠点創出を推進します。

さらに、商工会議所や商工会、金融機関等との連携により、地元企業のPR、既存産業の事業継承、若者や女性による新規創業支援等に努めます。

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本市は濃尾平野のほぼ中央に位置し、古くから園芸地帯として発展を続けてきましたが、大都市近郊という地理的条件を兼ね備え、昭和20年代以降繊維産業を中心に電機機械、化学工業などの企業誘致が進められ、昭和48年末のオイルショック以降は企業団地に無公害の優良企業を誘致するなど工業の発展と都市化が進んでいます。

農業を主体とする地域についても、大都市近郊という地理的条件から、緑豊かな空間を求める都市からの居住者が増え、混住化・混在化の状況が進行しています。

都市農業は、新鮮な農産物の供給の他、身近な農業体験・交流活動の場の提供、災害時の防災空間の確保、やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、国土・環境の保全、都市住民の農業への理解の醸成等多様な機能を有するとともに、農業のPR拠点として農業・農村への理解を深める重要な役割を發揮しています。

こうした中で、農村居住者も都市と同様に道路整備・舗装、医療施設、スポーツ・文化施設等、安全で安心な文化的な生活環境を望むなど、環境整備へのニーズは多種・多様化しています。

こうした要望に対応していくため、農業生産基盤の整備と都市生活機能を兼ね備えた一体的な農村環境の整備に努めます。

#### (1) 安全性

##### 【防災】

本市では、大規模地震の発生が予測される中、建物倒壊や火災に加えて液状化現象も懸念されます。また近年、全国的に頻発している記録的な豪雨や大規模な台風による甚大な被害の発生も懸念されています。こうした地域的な特性に配慮して、災害発生時には被害を最小限におさえるため、安全で災害に強いまちづくりの推進が重要になっています。市民の生命、身体及び財産を守るため地域防災計画を策定し、地域、関係機関及び行政が一体となり災害時の被害の最小化及び迅速な回復を図ります。また、防災情報等の発信に努めて市民の防災意識を高めるとともに、防災ボランティアの育成や多様な主体が自発的に行う防災活動や取組み、自主防災組織の充実等を図り、地域防災力の強化を推進します。さらに、避難所等の機能向上、建築物の耐震化、浸水被害対策や災害対策拠点の整備等を推進します。

##### 【防火】

火災をはじめとする各種災害に対応できるよう消防力を強化することが求められています。

そこで、本部支援団員の機能強化や消防団員加入促進事業、愛知県内広域消防相

互応援協定に基づく活動体制の整備等に努め、火災等の災害から市民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務を果たすために必要な消防設備等の充実・強化や防火意識の高揚・啓発を図るとともに、消防団をはじめとした自助・共助による地域消防力の強化を図っていきます。

#### 【交通安全】

都市化や社会の高齢化に伴い、高齢者や子どもが被害者となる交通事故の発生は後を絶ちません。そのため、交通安全に対する意識の高揚を促し、交通安全に関する自主活動を支援するとともに、地域、学校、事業者、各種団体との連携を強化して、自動車や自転車の運転マナー向上や、高齢者や児童生徒など歩行者への注意喚起を目的とした啓発活動を行います。また、安全で利用しやすい通行空間の確保や交通安全施設の拡充、踏切の改良など、道路の交通安全環境の整備に努めます。

#### 【防犯】

住民同士のつながりが希薄になったことで、特殊詐欺をはじめとした様々な問題が発生し、子どもや高齢者が被害者となる犯罪も後を絶ちません。犯罪を未然に防止し、地域の安全を確保するため、地域住民による犯罪パトロールやスクールガード活動を推進するとともに、市民への啓発や地域ぐるみの防犯活動を推進します。

また、防犯対策事業をはじめ、防犯灯や防犯カメラ等の設置事業を推進し防犯活動活性化を図り防犯に対する市民意識の高揚を促します。

また、近年、農業機械等の盗難被害が多発しています。監視カメラ等の設置や鍵のかかる倉庫への保管・管理の徹底を呼びかけるとともに、警察などの関係機関と連携し、盗難防止につなげていきます。

### (2) 保健性

#### 【ごみ処理】

本市では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、稲沢市環境センターで中間処理を行っており、発生する焼却灰は、一部を焙焼等のリサイクルで処理するほかは、市外の埋立処分場で最終処分しています。

ごみの排出量は減少傾向にありますが、今後も、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進し、市民、事業者、行政の協働により、ごみの排出抑制及びごみ処理量の削減を目指します。

#### 【下水道・し尿処理】

河川の水質保全や生活衛生の向上を図る上で汚水や排水の適切な処理は必要不可欠であり、総合的な排水対策を進めることが必要です。そのため、稲沢市生活排

水処理基本計画に基づいて公共下水道の早期整備を図るとともに、農業集落排水施設・コミュニティプラントなど、地域に応じた排水対策に努め、計画的に施設の耐震化や長寿命化を進め持続的な汚水処理に努めていきます。また、公共下水道及び農業集落排水事業の供用開始区域については、啓発活動を推進することにより、水洗化の向上を目指します。

#### 【上水道】

本市の水道事業は、これまでも水道サービスの持続や質的向上を目指して、様々な整備を積極的に進めてきました。その結果、市内の水道普及率は概ね100%となっています。水源は、地下水（自己水源）と県営水道の受水で、その割合は概ね6：4となっています。

今後も水の安定供給を確保し市民の良好な日常生活を支えるため、稲沢市水道ビジョン及び稲沢市水道事業経営戦略に基づき、安全で安定した水道水を供給します。

また、大規模地震による被害から守るため、今後は、基幹管路の耐震化、老朽化した管路や設備の更新を進めることによって、より質の高いサービスの継続的な提供を推進します。

#### 【保健・医療】

急速な高齢化、生活習慣の変化により糖尿病や高血圧、肥満等の生活習慣病を罹患する人が増加しており、この早期発見や予防の必要性が高まっているとともに、ストレスによる心の病も大きな問題になっています。

そこで、健康診査結果に基づく保健指導や生活習慣病の予防、健康に対する意識を高める健康教育等を推進するとともに、年齢層に応じてスポーツに親しめる機会を提供するなど、市民のニーズの変化に対応した環境づくりを目指し、筋力強化やリフレッシュ、健康増進を支援します。

医療については、拠点病院と地域医療機関との連携を強化し、身近な地域で安心して医療が受けられる環境をつくります。特に市民病院は、地域の中核病院として、高度な医療の提供を目指します。また、患者の退院後の生活を見据え、市民病院と地域の医療機関、介護福祉施設等が在宅医療や介護の連携体制を強化することで、超高齢社会においても、市民が住み慣れた地域で安心して適切な医療を受けられる環境づくりを推進します。

### (3) 利便性

#### 【道路】

都市間を結ぶ基幹道路としては、国道は1路線、県道は16路線あり、都市の経済活動や産業流通機能を支援する都市計画道路も計画されています。しかし、都市計画決定された路線の中でも、道路敷地が確保されていない部分も多くあり、

今後速やかな対応が必要です。

本市の東西をつなぐ幹線道路は、整備が遅れており、地域の産業活動や日常生活に多大な影響を及ぼしています。そこで、円滑な広域交通ネットワークの形成を図るため、高規格道路へのアクセス性の向上を含め東西幹線道路の整備の促進及び幹線道路との連携に配慮した道路新設、交差点改良、拡幅整備を推進します。また地域住民の生活環境の改善と市内交通の円滑化を図るため、生活道路の改良、長寿命化を図ります。

## 【公共交通】

公共交通機関は鉄道が3本、JR東海道本線、名鉄名古屋本線及び名鉄尾西線が市域を南北に縦断する形で走っています。また、4路線6系統で運行するコミュニティバス（名鉄バス含む）とコミュニティバス接続便の運行により、市内交通空白地帯の解消と高齢者・交通弱者の社会参加支援、公共施設などへの交通手段、地域間交流の促進を図っています。今後も拠点間や公共施設へのアクセスを向上させるため、利用実態や費用対効果を勘案しながら、コミュニティバス等の公共交通の充実に努めていきます。

## 【通信】

インターネットなどの情報通信技術の飛躍的な発達、普及により、個人情報への漏洩等も問題となっています。このため、個人情報に留意した上で、情報通信技術を活用した質の高い市民サービスの提供が求められています。

今後もICT（情報通信技術）を有効活用し、行政手続きの電子化及び情報提供を推進し、市民の窓口手続きの簡便化や業務効率の向上を図ります。また、稲沢市公式LINEをはじめとして、SNSなど媒体の多様化に対応するなど、広報・広聴機能の強化を図るとともに、市政情報や災害・防災情報等の情報を発信します。

さらに、農業をはじめ、地方創生、観光、医療、教育、防災など様々な分野でICTの有効活用に取り組み、産業の高付加価値化や社会的な課題解決を図っていきます。

## （4）快適性

本市の市街地や緑地ゾーンにおいて、公園・緑地等は市民の余暇活動や自然とのふれあいの場として施設の充実を図っています。本市には現時点で都市公園64か所、児童遊園・地区広場98か所がありますが、老朽化に伴い、再整備や防災関連施設の導入を図っています。このため、市街化調整区域においては、農業農村整備事業を実施する中で、親水公園、遊歩道などの水辺環境の整備、緑化の推進、サイクリングロード整備等による農村集落の快適な居住空間の創出を積極的に進めます。また、国指定史跡に指定された尾張国分寺跡及びその周辺では、史跡公園の整備を計画しています。史跡公園内には、地域産業振興拠点の一つとして、植木・苗木

の販売施設を包含したふれあい広場の整備を計画しています。

また、現代は平均寿命の伸びや出生率の低下のため、少子、高齢化が進んでいます。このため、子育てについては、放課後児童クラブやファミリーサポート事業の拡大・拡充を進めるとともに、保育ニーズを勘案した保育園再編や老朽化した施設の改修を進めます。そして、高齢者福祉については、介護予防事業、生活支援事業を拡充するとともに、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携等の地域包括ケアシステムを中心とした高齢者の支援体制を構築することで、高齢者が心身ともに健康で、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けられる社会の形成を推進します。

#### (5) 文化性

文化財については、稲沢市が古代、中世において尾張国の政治・文化の中心であったため、国指定の史跡である尾張国分寺跡をはじめ、県の無形民俗文化財である国府宮の雛追祭や祖父江の虫送りなど、無形・有形の文化財が多数伝えられています。しかし、市内に点在するそれら地域資源の認知度は低く、それらを観光に活用する体制も整っていないなど、まちの魅力を十分に生かせていません。今後は、特色を生かした観光まちづくりへの市民意識を醸成します。

特に、尾張国分寺跡の史跡公園整備等による貴重な文化財の保存・活用と、伝統芸能の伝承に努め、文化的なまちづくりの一つとして活用していきます。また、市史資料の収集、整理を行うとともに、定期的に文化財展、文化財散歩、講座などを開催し、文化財に対する愛護意識の高揚や保全に対する理解を深めます。

芸術・文化の振興については、市民会館、美術館を主な活動拠点として、創造・鑑賞・発表・交流という芸術・文化の参加形態に対応した多種多様な機会の充実に努め、地域に根ざした芸術・文化を育成するとともに、誰もが参加でき、自主的な活動が創出される芸術・文化に対する意識の高いまちづくりを進めます。

スポーツ・レクリエーションでは、地区体育振興会や学校開放運営協議会、総合型地域スポーツクラブを地域スポーツの中心として、市民の誰もが気楽に楽しめるスポーツの推進と市民ニーズにあったスポーツ活動機会の充実に努めます。また、競技大会のホストタウン事業やアジア競技大会の技術誘致、市内の実業団スポーツチームの選手や指導者による中学生の部活動への派遣指導などを推進することで、市民が競技スポーツに触れる機会を提供し、選手や団体の活動を支援します。さらに、スポーツ・レクリエーションを通じ健康の保持に努めるとともに、地域間及び市民相互の交流を深め、明るく健康的な生活環境の構築を目指します。

## 2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対 図 番 号	備 考
該当なし				

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第9 付図

別添

- |   |                       |        |
|---|-----------------------|--------|
| 1 | 土地利用計画図               | (付図1号) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図         | 該当なし   |
| 3 | 農用地等保全整備計画図           | (付図3号) |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図          | 該当なし   |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設整備計画図     | 該当なし   |
| 6 | 生活環境施設整備計画図           | 該当なし   |
| 7 | 農用地区域に含めないことが相当な土地の図面 | (付図7号) |
| 8 | 土地利用計画図               | (付図8号) |

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

詳細は、別図（付図 8 号）及び別冊調書（農用地区域地番一覧表）のとおりとします。

#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

### (2) 用途区分

下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとします。

地区名	用 途 区 分
稲沢地区 (A)	<p>農 地 : 別図で黄色に着色した地番に当たる土地及び別冊調書の用途区分欄を農地とした地番に当たる土地</p> <p>農業用施設用地 : 別図で橙色に着色した地番に当たる土地及び別冊調書の用途区分欄を農業用施設用地とした地番に当たる土地</p>
明治地区 (B)	
千代田地区 (C)	
大里地区 (D)	
祖父江地区 (E)	
長岡地区 (F)	
平和地区 (G)	

※詳細は、付図 8 号による。